

米国統治下沖縄の自治と神話

中野育男*

概要

本稿では、米国統治下の沖縄における自治神話論とキャラウェイ旋風の本質について究明することを目的としている。自治の美名の下で自治そのものが腐敗し、責任と能力を欠いた名ばかりの自治が、不実の隠れ蓑として濫用され、政治的ゴロつきや山師的な経済人の最後の神話（架空の理屈）として利用されている実態があった。一方で、かかる神話から脱却し、本来の自治に求められる責任と能力を実証しようとする沖縄の人々による具体的な取り組みも行われた。ここではその事例を紹介するとともに、庶民生活の擁護のためにキャラウェイ高等弁務官が行った沖縄の人々に対する支援について検討する。本土資本の呪縛に対する大東島島民の闘いとキャラウェイ高等弁務官の側面からの支援、金融腐敗に対する沖縄の人々による自律的な粛清に対する高等弁務官の理解など、庶民の暮らしを護り、経済的山師や政治ゴロを排除し、自治を神話から脱却させ、沖縄の人々を真の自治へと誘ったキャラウェイ高等弁務官の貢献は大きい。しかし、キャラウェイ高等弁務官の離任、沖縄の本土復帰に伴う本土法制の適用などを通じて、再び自治を支える責任と能力の後退が顕わになり、神話の復活が始まる。この問題は、自治に対する責任と能力の欠如を露呈した本土バブル期の金融大腐敗を見るまでもなく今日に至ってもなお、解決されていない。

目次

序

1. 自治神話とキャラウェイ旋風
2. 神話から自治へ
 - 2a 金融腐敗の蔓延
 - 2b 本土資本の搾取と収奪
3. 本土資本の楔からの解放
4. 自律的な金融粛清
5. 自治から再び神話へ

結び

序

1963年3月、キャラウェイ高等弁務官は那覇市内で開催された金門クラブの例会において後に自治神話論と呼ばれるスピーチを行った。このスピーチは琉球住民の自治に対する願いを踏みにじるもので、専制統治、直接介入の意思を顕わにしたものとして、マスコミその他で大変に評判が悪かった。この中で弁務官は、琉球政府の金融行政に対しても厳しい批判を行っていた。このスピーチの後、金融機関の首脳の摘発、杜撰な経営内容を指摘された責任者の相次ぐ辞任など「キャラウェイ旋風」がとくに金融機関を巻き込んで吹き荒れるようになった¹⁾。

キャラウェイは地元指導者たちの自治能力を疑問視しており、61年4月の立法院議長との定例会見では、

* 専修大学商学部教授

法案の事前調整や拒否権について、「事前調整は常識であり、琉球政府代表は高等弁務官の任命によるものであるから、上級機関に対し責任を負わなければならない。沖縄統治の目的に照らして、米琉双方がそれぞれの立場から共同の目的を果たすために話し合っていくべきであり、立法されてから拒否される事態を避けるために、事前調整が行われる」と述べている²⁾。

また「減税を議論するのであれば税の実情について知悉しておくべき」であり、教科書の無償配布や本土渡航、中卒者の本土集団就職、琉球政府東京事務所などの問題についても立法努力の不足を指弾した。また、アメリカ統治下の沖縄人に自らの文化に対する誇りを持たせ、沖縄人としての自覚を促すために博物館の創設を進めたりもした。その後、キャラウェイ旋風は沖縄の政財界を席卷し恐慌を来したが、このような思い切った改革は一般庶民からは拍手を以て迎えられた面も少なくなかった³⁾。

1. 自治神話とキャラウェイ旋風

キャラウェイ (Paul Wyatt Caraway) 高等弁務官は、1905年12月アーカンソー州ジョーンズボロに生まれ、両親はともに州選出上院議員であり、ジョージタウン大学を卒業し1933年に弁護士資格を取得した。中将で軍を退役後1965年から弁護士、大学教授などを歴任し、晩年をメリーランド州で送り、1985年12月没した。軍歴では、1929年に陸軍士官学校を卒業し、1935年から天津の第15歩兵連隊に配属され、1938年から陸軍士官学校で法律を教え、1942年に陸軍参謀幕僚となり中国ビルマ戦線で参謀長を補佐した。戦後は国防大学教官、在韓第7歩兵師団、在日米軍参謀幕僚などを務めた。

(1) 高等弁務官キャラウェイ

第3代琉球列島高等弁務官として1961年2月から1964年7月まで沖縄で任務に就いたキャラウェイは、沖縄には反共の防波堤として地理的な重要性があり、米軍の配備は必須であり、米軍のプレゼンスは沖縄経済の発展と住民の福祉向上にとって大きな力になると考えていた。不用意な本土復帰は、日本の権威主義者によ

る支配や住民に対する差別を招きかねないと危惧していた。高等弁務官として赴任する際に、民政6割軍政4割で仕事を進めると側近に語った。着任1年目は、離島や僻地を含め沖縄各地に足を運び、直に沖縄を学ぶことに熱中した。気さくな人柄で、諸問題の解決にあたって常に草の根の大衆の側に立って為すことを言明した。就任早々から、いかなる仕事にも120パーセントの完璧さを望むとし、自らも毎日14時間ほども執務する仕事の鬼であるとしている。文書や書類はすべて自ら目を通し、隅々まで調べつくしていた⁴⁾。高等弁務官就任の挨拶の中で「住民の福祉増進に最善の努力を続け、他の自由諸国の住民が享受している基本的自由を沖縄住民に与えるため全力を尽くす覚悟」を表明し、そのために地元の指導者たちと協力して働くと語っている⁵⁾。就任式の後の琉球政府三権の長との懇談で「どの国民も誠意ある態度に対しては誠意を以て反応するはずであり、それは信念である」と述べ、「率直に住民の声を聞き、それを真実なものとして受け取りたい」と語っている⁶⁾。

(2) 自治神話論

1963年3月、軍将校クラブ「ハーバービュー」で開かれた、米軍資金でアメリカ留学を果たした人々によって組織された金門クラブの定例夕食会で、キャラウェイ高等弁務官は演説し、「現時点で(沖縄住民の)自治は、神話でしかなく、存在しないものだ」という趣旨の発言をした。弁務官は、世界情勢や琉球の情勢をよく理解して、住民の間で信じられている多くの神話を払拭するために、以下のように述べるとともに沖縄のエリートとしての彼らの才能と影響力を活用してもらいたいと要望した。

「自治とは自治政府を意味するが、本当の意味は著しく誤解されており、故意に人を欺く意図のもとに使われている。政治とは実際的な問題を処理していくことであり、空想やスローガンではない。すなわち、政治は可能なことを行う技術であり、現下の琉球列島で可能なことは、自治とははるかに懸け離れたものでしかない。なぜなら、そこでは、一つのレベルの政府から他のレベルの政府に対して責任や権限を移譲するこ

とが出来ただけだからだ。とすれば、琉球において、或いは他の下位レベルの行政区域においても自治はあり得ないことになる。

平和条約3条に規定されているように、米国民政府の統治下では自治政府はあり得ない。現在の時点で自治は神話であり、存在しない。琉球住民が、自らの自由意思によって独立した国民国家を作り上げることを決定しない限り、将来も自治は存在しない。琉球政府に対し、いついかなる状況の下に最も多くの機能を委任出来るかを決定するために、琉球列島における政治的機能を継続的に検討していくのが米国の政策であり、それは継続して行われている。諸機能の移管にあたっては、自治を要求する声よりも、その実績に裏付けられた「責任」と「能力」の度合いに考慮を払わざるを得ない。

大統領行政命令は「国防長官はその権限行使にあたって、効果的かつ責任ある琉球人による政府の発達を助長しなければならない」と規定している。これは琉球政府がそれまでよりさらに責任ある、かつ効果的な政府となるにつれて、米国民政府から諸機能が琉球政府に委任されるということである。そして責任ある政府とは、全住民の福祉向上を図るために真に努力を重ね、政府自体及びその各職員が、住民の公僕としての意識を横溢している場合を言い、また効果的な政府とは、納税者の最小限の負担で政治の安定並びに住民の福祉面で最大の成果を挙げながら、合法的な機能を能率的に行使する場合に初めて言える。

米国民政府から琉球政府へ諸機能を移譲するといっても、そこで要求されるものが責任ではなく、権力だけであるということが明白に実証されるような場合にはあり得ない。権能を移譲することによって、特殊な利益団体が納税者の負担で利益を享受し、あるいは一般住民を無視して社会のある特権層が利益を享受することになるということが記録によって明らかに示される場合も、権能の移譲はあり得ない。琉球政府は一面では責任を果たし効果的でもあったが、反面で誰が見ても無責任で、かつ効果的でもなかった。琉球政府は、提供された権力を躊躇なく取り入れたが、これまで幾度となく琉球政府に委任された責任を受諾しなかった。その具体例を列挙する。

琉球の金融機関について、官許を得て営業が続けられてきたが、この分野においてもまた、政府と銀行とが全体として人々の信頼を裏切ってきた。銀行の重役たちは、彼らが経営する営利会社に対し、無担保貸付けを為すことが許されてきた。これらの資金の源泉となるのは、金額の大小を問わず、銀行を信頼しその金を預けた無数の預金者たちの金である。従って重役たちが無担保で自らの経営する会社に融資するような行為は、ほとんど如何なるところでも重罪となる。琉球政府はこうした行為の取り締まりを拒み、代わりに優柔不断にも自らの責任を回避することに汲々としたばかりか、非難を米国民政府に転嫁さえした。琉球政府行政当局が責任を果たすことに失敗し、無能なことを示す事態はもっとほかにも挙げられる。

また、琉球政府の**立法院の審議**についても、労災保険法案において、雇用者が負担すべき治療費を納税者に肩代わりさせ、税金の不当な使用を認可した。立法院は、琉球住民の利益のために、必要とされるすべての法律を制定するに十分な権限を与えられてきた。それにも拘らず、それが出来ないことについて、権限の移譲がなされていないとして、自らの責任を高等弁務官の責めに帰すことは出来ない。また、琉球政府の**司法部**に対しても、裁判が迅速を欠いたり、弁護士職業的水準が望ましいレベルより低位にあるのを容認したりしている事例がある。

今日の琉球には選択と行動の自由がある。琉球政府には社会の必要を満たすためのすべての権限が委譲されている。政治的、経済的あるいは社会的であれ、社会の如何なる領域においても、もはや教諭される立場にはない。また、政治的従属の地位にあるのでもなければ、自らの過ちを容認されているのでもない。琉球では他の如何なるところとも同じように、未熟な若者や責任や行為の能力を欠いたものに軽率に権限を与えることがあってはならない。責任を引き受け、それを達成しうる能力が実証されてはじめて、信頼を得ることが出来、その行動範囲も広がる。」

キャラウエイ高等弁務官は、このように述べ、金門クラブの会員に対し「神話」の核心に深く思いを致すよう求めた⁷⁾。

(3) 自治の前提—責任と能力

弁務官のスピーチでは、「いつ、如何なる状況の下にもっと多くの機能を委任出来るかを決定するために琉球列島における政治的諸機能を継続的に検討していくのが米国の政策であり、このような政策は継続して行われており、諸機能の移管にあたっては「自治」を要求する声よりも、むしろ（その実績によって裏付けられた）「責任」と「能力」の度合いに考慮を払わざるを得ない。」としている。すなわち、琉球政府は、米国民政府が委任または委譲した権限や責任さえも充分実行ないし遂行していないのにもかかわらず、さらに自治権の拡大を求めるのは本末転倒であるという趣旨である。

米国民政府から権限と責任の委譲を受けて行政を行っているのに、その責任が果たされていないと弁務官が非難している事例の中に、金融行政に関するものも入っていた。弁務官のスピーチでは、琉球の銀行と政府による信用の甚だしい濫用が見られるとし、不正行為の一例として、銀行の役員たちは彼らが経営していた営利会社に無担保貸付けを行うことを認められてきたことを挙げている。このような行為は他国ではほとんどどこでも重罪となる。琉球政府は、これに対し措置をとることを拒み、さらに責任を回避し、米国民政府にそれを転嫁しようとした、と非難した。役員の方の経営する会社への無担保貸付けなどは序の口であり、銀行の利益の一部を自己の口座に振り替えて横領するといった破廉恥な重罪までもが行われていた。

琉球政府の汚名をそぎ、米国民政府ではなく琉球人の手で金融改革を成し遂げることが喫緊の課題であった⁸⁾。

(4) 最後の神話～隠れ蓑としての自治

アメリカの沖縄軍政の責任者としてのキャラウエイ高等弁務官は、琉球政府をそれほど信用していなかった。また、地元経済界の一部リーダーたちに対しても強い不信感を抱いていた。このため、制約から自由になるために、責任も取らず能力も実証しないで、ただ支配する権力だけを求め、自治を叫ぶのは人々の誤った大望に過ぎないと論じた。このような行為は、無能力、無責任を隠し、権限を付与した社会に対する不実

を覆い隠す隠れ蓑でしかない。さもなければ、自治拡大の叫びは、社会の他の人々を食い物にして特権や特別の利益を得ていることを隠す盾である。事実、自治への叫びは大方のところ、政治ゴロや山師の経済人に残された最後の「神話」すなわち**架空の理屈**に他ならない。地元の一部政財界人の言動は、この上なく無責任で無能と感じられ、そこに大幅な自治が認められたら、大統領行政命令に規定された、責任ある能率的な政府の育成は到底不可能と考えられた。沖縄における軍事的必要性を満たすために沖縄の経済的、社会的安定は不可欠であり、そのための対琉球援助の大幅増額を米議会に要請している折から、琉球政府や地元金融機関の能率化や責任体制の確立は、喫緊で不可避の課題でもあった⁹⁾。

2. 神話から自治へ

神話から脱して、自治の前提となる責任と能力を実証するための沖縄人による具体的な取り組みがなされた。ここでは、二つの事例を取り上げるとともに、庶民の暮らしを擁護するキャラウエイ高等弁務官の支援について検討する。

2a 金融腐敗の蔓延

当時の沖縄では、公務員が民間人、納税者から受ける醜悪な供応接待は、常識として蔓延していた。公務員に対する民間の供応接待は基本的には、刑法や公務員法に言う贈収賄罪にあたる。検査官が供応接待を受けたとたん、腐敗した銀行経営者はその指示、命令を聞かなくなる¹⁰⁾。

(1) 接待供応と政治献金

民主主義国家では市民が政治に関心をもち、政党を育成する必要がある、そのための政治献金の必要性も肯定される。しかし、それはあくまでも**市民個人のレベル**の問題であり、政治信条を異にする不特定の一般大衆の投資、融資により営業する**企業**が、特定の政治団体に政治献金を行うことまで肯定されるものではない。金融機関は、政府から免許を受けて厳重な検査、

監督の下に預金を受け入れ、融資を行い、公益性の高い業務を担う企業である。このような金融機関が、特定の政党、とくに政府与党さらに行政の長に政治献金を行うことは、非常識で不合理、不当であることは自明である。

中小金融機関の創業費の大部分は政治献金として使われており、琉球政府上層部、局長クラスに渡っている実態が存在した。創業費は費用であるが繰延資産として最長5年で償却される。資本金と創業費が同額であっても、金融機関は預金の受け入れとその貸付けで営業が出来るので、すぐに献金として費消した営業費の償却が可能となる。そのため、選挙の度に中小金融機関が増えていく現象が見られた¹¹⁾。

無定見な金融機関の乱立と不祥事の多発は、皮肉にも、自治権の拡大を求める歴代の琉球政府行政主席をはじめとする行政上層部の強欲が主たる原因となっており、政治献金という名の贈収賄の除去が喫緊の課題となった。軍政府布告22号「政党について」（1947年）の第3条では、「琉球の政党は…銀行または団体から寄付を受け、または受託しないこと」と規定されている。この布告に基づいて1963年7月、行政通達により政治献金の禁止を銀行に伝える旨の伺いが行政主席に提出され、民政府高等弁務官らにも覚書が送られた。キャラウェイ高等弁務官は、記者会見の席で、政治献金の禁止は望ましいが、あくまでも琉球政府の問題であるとして、琉球サイドの自浄努力を期待した。

その頃、電力料金が弁務官の命令で値下げされた。住民の福祉を願う弁務官の善政の一つであるが、配電会社の費用に政治献金が多く含まれていることが露見し、これに応えたものであった。1963年10月に行政主席名で「金融機関の政治献金の全面禁止」の通達が出された¹²⁾。

(2) 布令37号の改正

琉球においては、金融機関の乱立と過当競争による経営の不健全さが表面化し始めたことを受けて、1960年頃から行政庁による金融機関の経営改善策がとられるようになってきた。これより先、ブース高等弁務官により布令第10号「銀行」が1958年9月に公布されている。翌1959年1月にはアメリカ銀行調査団が来沖

し、銀行の経営その他について勧告し、8月に琉球政府は、銀行、相互銀行に対し「業務上改善を要する事項について命令と警告」を示達している。1960年4月、米国民政府アンドリック主席民政官が、銀行・相互銀行の不正行為是正について記者会見で警告を行った。民政府が改善を要求した重要事項は、①最高貸付け制限、②役員貸付け制限、③業務不動産の取得制限、④銀行経営者の兼業禁止であった。5月には、琉球政府に対しても銀行監査の強化を要請している。

1961年1月、ブース高等弁務官が布令第37号「銀行・銀行業務及び信用供与」を公布した。同布令はブース高等弁務官に代わりアンドリック主席民政官が署名した。金融機関の不健全な経営状況が一向に改善されないことに業を煮やした米国民政府は、強力で実効性のある銀行検査と改善指導を琉球政府に求めた。その翌2月にキャラウェイ高等弁務官が着任している。同年8月、琉球政府はこれまで金融機関の監督・指導にあたってきた内政局理財課を解消し、新たに外局として金融検査部を設置した¹³⁾。

1962年8月キャラウェイ高等弁務官は、布令第37号の改正布令第1号を公布した。この改正布令は、金融検査部の独立性を強化し、検査官等の身分保障を強め、法令の順守を強制し、不健全な銀行業務の取り締まりを厳格に行うことなどに重点が置かれていた。また、必要によっては、米国民政府の職員が直接、銀行検査に参加すること（直接介入）が出来る旨の規定もされていた。また、これまでの琉球政府の検査部長は、この布令による金融検査部長または銀行管理官とは見做されないことになり、高等弁務官の承認する新たな金融検査部が必要となった。高等弁務官の承認する検査部がスタートするのは5か月後のことであった。1963年1月、改正布令に基づく新たな金融検査部長の承認が得られ、琉球政府行政主席による任命が行われた。この時点がキャラウェイ旋風の始まりとなった¹⁴⁾。

この改正布令第1号の本体である布令第37号は、1959年1月にアメリカ銀行調査団が来沖して銀行経営について勧告した頃から準備が始められていた。琉球政府の民立法である銀行法（本土の銀行法）と大差がないように見られるが、布令の根底を流れる思想・哲

学といったものには基本的な差異がある¹⁵⁾。

キャラウエイ高等弁務官による銀行布令37号の改正では、4条a項を加え、「金融検査官の独立性の保持と身分の保護」を規定した。これは彼の行政の醜態味であり、それを欠いては沖縄の金融改革も困難であった。日本政府が、これに気付いて金融監督庁を大蔵省の外に設けるのは30余年の後のことである。琉球政府が設立され10年が経過し、自治権の拡大が求められている中で、金融検査官の任命にアメリカ民政府民政官の承認、すなわち、琉球政府人事に対する介入という真逆の布令改正が行われたことは、アメリカ民政府の琉球政府の行政に対する不信感の極まりを示していた¹⁶⁾。

(3) 自律的取り組み

銀行の中には、歴代の行政主席や行政府幹部、与党の民主党に対する多額の献金などにより設立したものもあり、また、日頃から政治献金を行っていた。従って、金融検査部で改善命令を出しても、銀行幹部の中にはそういう命令を鼻であしらう者もいて、改革がなかなか進まないのが現実であった¹⁷⁾。金融機関やその経営者の刷新を行うには、直接、キャラウエイ高等弁務官に文書によって、独立した身分の保障された銀行管理官が政策、計画等を説明し、弁務官の納得、承認を得るのが絶対に必要だった¹⁸⁾。キャラウエイ高等弁務官あて文書は、一切、検査部長名による検査部の独立した意思を示すものであって、弁務官の強制とか命令を受けた結果ではなかった¹⁹⁾。

2b 本土資本の搾取と収奪

本土資本による離島住民に対する搾取と収奪の再開を阻止するための住民たちの自律的取り組みとキャラウエイ高等弁務官の支援について検討する。

(1) 南北大東島への移住と開墾

南北大東島の存在は既に知られていた。明治24年に初の移住開墾が試みられたが、以後6回の試みはことごとく失敗した。明治32年、八丈島の玉置半右衛門が政府から30年の貸下げの許可を得て、入植希望者を率

いて移住に成功し、開発に乗り出した。明治34年、玉置は入植者らに小作地の割り当てを行った²⁰⁾。

島の人口は玉置の明治32年の開拓開始以来、悉く内地諸府県より移入したものであり、次の2種類より成立している。一、親方（小作者既耕作者）二、仲間（農業労働者）、前者は島の小作者で真の意味での移住民である。後者は単なる労働者であって、会社の使用する者と親方の使用する者とがある。親方は、大和人（主として八丈島出身）及び沖縄人よりなる。元来、親方は玉置の保護により来島し、玉置より土地を借り受け自己の計算を以て農業及び製糖を営んだ。この収益から立派な自己所有家屋を有し、相当額の貯金も有し、また、世話係の名で玉置の事業にも関係したから相当の勢力を有していた。玉置と移住民との契約で、借り受け面積の大部分に甘蔗を植え付け、自己の計算で栽培し、製糖する。産出糖は一切玉置において販売し、売上高から諸掛りを引いた金額の7割を産出者に分かつこととする。ただし、一挺ごとに5円を先払いし、後日これを精算する²¹⁾。

大正5年、玉置の事業は東洋製糖に併合され、同社は国有林野規定に基づき土地、地上物のすべての払下げを受け、南北大東島は同社の所有地となった。当初、玉置は、移住民が開拓した土地は30年経過後にそれぞれに所有権を認めるとの約束で移住民を督励していた。そのため移住民はこの合併に大反対したが、力は及ばなかった。合併後、同社は住民の小作はそのまま継承したが、新たに分蜜糖工場を設置し、個々の農民の製糖を許さず、甘蔗のすべてを買い取ることで、厳格な小作規定により住民を拘束した。昭和2年に、同社は大日本精糖に同島を売却し、住民の権利義務はそのまま継承された²²⁾。

(2) 島の払下げと農民の苦闘

玉置と東洋製糖との合併は大正5年4月に完了し、南北大東島は東洋製糖に譲渡され、同社の手で経営されることになった²³⁾。

東洋製糖は同年7月、両島の払下げを鹿児島大林区署に申請した。申請のあった払下げについて同署は早々にこれを許可する方針であったが、以前にも玉置から申請があり、これを不許可とした経緯から、沖縄

県当局に行政上の支障の有無などを問い合わせ慎重に対処している。大林区署から問い合わせを受けた県当局は次のように回答している。

「南北大東島の移住民はその移住の当初より玉置と特別な関係に立ち、借地開墾成功の上は、これら移住民にありても、土地に対し相当な権利を受け得られるべき黙契ありしものの如く、従って移住者においても安んじて事業に腐心し、ようやく今日の成功を見るに至れる次第なり。然るに今日突如全島を無条件にて払下げらるるにおいては、これら移住民との関係にも自然影響を来すこと少なからざるべく、例え払下げを妥当としても、移住者に対して相当の措置を講じなければ、ついに同島開墾の趣旨にかなわざる結果を惹起するやも計られず。」²⁴⁾

県としては、島民は大きな不安を抱いているので、処分については玉置、東洋製糖、島民の三者間で十分な協議をすることが望ましく、玉置に対する借地期限もまだ数年を残していることであるし、急いで処分しなければならぬという理由もないから、当分そのままにして様子を見ながら円満に解決したほうが良いという意見であった。

ところが、県の意見や住民の要請は無視された形で、大正6年11月、玉置に払下げられ、その半月後には開墾に何ら関係のない東洋製糖に同価格で転売された。

これより前、玉置と東洋製糖の合併に際して、島民は会社の経営方針に深い疑義を抱き、将来の生活に不安を感じて、譲渡と払下げに強く反対し、「共進会」という名の組織を作り、耕作地の権利保護を求め、大正5年8月、代表を送り県当局に陳情し、鹿児島大林区署にも陳情書を送った。

東洋製糖と島民との交渉は難航したが、折衝を重ねた結果、小作権等は玉置と同様の方針が継続されることになった。一方、会社は島民各自の製糖を禁止し、甘蔗買収を声明したため、再度島民は猛反発し、折衝が続けられた。この結果、玉置、東洋製糖、島民の三者間で、妥協が成立し、25カ条からなる「覚書」が取り交わされた²⁵⁾。

開墾はことごとく当時の農民すなわち今日の親方自らが行ったものである。会社は、大正7年1月、島の払

下げを受け、土地所有権を有するに至った。元来島の開墾は玉置または会社の直営に非ずして島民の直営であるから、会社は大正5年11月の小作地規定において、島民に小作権を与えて土地の使用を確保し、小作証書を交付した。

大正5年9月の会社と島民の間の覚書では(ロ)において、会社が新規製糖機械を設置し島民より甘蔗を買い入れる場合は、収穫甘蔗の10分の7を小作人の所得とし、10分の3を会社の所得とする。(二)において、会社は、島民が現住する宅地を当該居住者に無償譲与する。(ホ)において、小作者が甘蔗耕作上会社の指図に反せず、且つ耕作地を荒廃せしむることなく、また、島の秩序を紊す行為なき場合においては、会社は島民の子々孫々に至るまで小作地の契約継続を為すことを承認する。(ヘ)において、小作地は島民間において相互に譲渡を為すことが出来るが、会社の承認を受けなければならない。(ト)において、島民は小作地について作物種類の選定、耕耘肥培の方法等は総べて会社の指図に従うこととする²⁶⁾。

玉置は政府から30年契約で土地を借りていたが、30年経ったら実際に開墾にあたった小作人に土地を与えるという条件があった。ところが東洋製糖の合併買収により農民が自力で開墾した土地は不合理にも開墾に関係のない会社に売られてしまった²⁷⁾。

大正5年4月、東洋製糖は玉置との合併契約を締結し、同8月から経営を継承し、10月から操業にあたった。以後、大資本の経営の下、島全体が一企業によって支配されるという類例を見ない苦難と苦闘を島民たちは強いられることになった。玉置の事業以来、永小作権の設定登記はなされておらず、同島の小作農民は後に沖縄から移ってきた多数の賃労働者を雇用していた。戦前、南北大東島は東洋製糖、大日本製糖の私有地として沖縄県に属しているだけで、何れの市町村にも属さない行政的に特殊な地位にあった²⁸⁾。

(3) 悪夢の再来

昭和2年、東洋製糖は大日本製糖に併合され、農民に対する搾取の圧力は一層強まることになった。会社指示により蔗作を強制、農民の計画、意志を取り入れず、農家経済は貧窮する。労働力不足を補うため会社

は農家子弟の進学を抑制し、尋常小学校を終えるところに農業に従事するよう仕向けた。家族も会社の報復を恐れ進学させることを断念した。

昭和13年、宅地権の強制的買い上げも実施された。東洋製糖との覚書により農民が取得していた宅地所有権まで、大日本製糖に対する債務弁済のため強制的に買い上げがなされ、農民らの居住が脅かされるようになった。島は終戦まで会社による無法地帯の観を呈していた。自由の制約と罰則の強制により島は支配されてきた。人口5千の居住がありながら村制が敷かれず、農民の福利は顧みられることがなかった。

戦後、大日本製糖の事業放棄により農民らは自力で小型製糖事業を興し、大東糖業を設立し民主的な経営で生産向上に努めた²⁹⁾。

戦後、同島は、米軍の財産管理下に置かれ、村として地方公共団体の地位が認められ、農民は小作地または割り当てられた土地を耕作し、小作料の支払いを免れ、会社の圧力もなく明朗な暮らしを送れるようになった。昭和26年、農民らの共同により大東糖業が設立され荒廃しかかった機材を軍財産管理下から払下げを受け、28年には維持管理を条件として大日本製糖から無償使用の許可を受け事業を営んでいた。大日本製糖は昭和21年に同島を引き上げたが、今後、同社の土地所有権が認められ事業が再開され、嘗ての状況に復することを農民らは恐れた。軍政府、民政府の斡旋により何らかの方法で農民らの土地所有権が確定されることを切望していた。このような不在日本人の琉球所在の財産については、1952年4月30日付極東軍司令部指令Cの(11)及び(12)により、琉球経済振興のために民政副長官による住民への譲渡斡旋又は収用後の売却が可能であった³⁰⁾。

戦後、米国統治の下で自治制度が導入され、戦前、会社が行ってきた島の行政は住民自治の下での民主的な行政が可能になった。過去の変態的な制度の改革がひとつひとつ進められ、土地所有の認定についても、農民の権利は所有権と同様なものであるとの確信から、全面的な権利の認定を1951年当時の政府に陳情を以て提起した³¹⁾。

3. 本土資本の楔からの解放

玉置半右衛門は、明治32年、貸下げ許可を得るや、郷里八丈島で開拓移住民の募集を行い、その条件として30年の貸下げ期間経過後、開拓地は開拓民各自の所有にすることを約していた。万里の波濤をこえ断崖をよじ登り島に足跡を残した移住民たちは、原始林の中で飢餓、困苦、不自由と闘いながら斧をふるい開墾に励んだ。その後も八丈や沖繩からの移住者が増え、最盛期には5000人の人口を擁するまでになった。南北大東島の土地は開拓農民の自費により開墾されたという事情があり、入植当時の社会制度、移住民政策、地理的条件、沿革、民情、慣習などの検討が必要であり、島の過去の特殊な実情を把握することが先である。

(1) 類例のない特異な社会と土地所有

玉置の没後、その長男が事業を継承し運営にあたったが困難に陥り、大正5年3月、東洋製糖と合併契約が締結され、開拓地の全部が会社に移譲されることとなった。会社は間を置かず翌6月宅地以外の土地、地上物の一切を国有林野不用存置規定に基づいて、払下げの申請を行った。この権利はく奪の企図に対し、開拓民らは所轄官署に保護を求めるとともに、農民団体を組織し会社と折衝し利害に関する覚書を取り交わしているが、不合理な妥協を強いられた³²⁾。

東洋製糖の事業運営も間もなく蹉跎し、昭和2年、大日本製糖に合併され、昭和13年には農民の宅地に対する権利までもが、会社に対する赤字棒引きの名の下に返還させられた。この時期、5000人の人口を擁しながら、村制は敷かれず、地方議会の選挙権もないという本邦において類例のない島として、資本の重圧の下で、特異な封建社会が出現した。絶海の孤島にあって、政府の保護もなく、飽くなき収奪に曝され続けた。蔗作の強制、島民の酷使、子弟教育の制圧など、人権の蹂躪が繰り返され、島民の異議申し立てに対しては退島命令など厳しい致命的な仕置きがなされた。奴隷的存在に追いやられた農民たちは、無気力な民として、阿諛迎合の気風に変わり果てようとしていた³³⁾。

玉置の開拓当時、移住30年後に各自開墾の土地の所有権が払下げられるという条件で、移住農民は完全自費を以て開墾にあたった。

玉置から事業を継承した東洋製糖も、移住農民の耕作権を奪うことは出来ず、覚書により、永久的耕作権を確保するとともに宅地の所有権を取得した。覚書では、栽培作目の制限を受け、生産原料はすべて会社に供給することとなった。会社は島の医療、公衆衛生、教育、治安、運輸通信など行政全般を担い、生活必需品の実費供給、災害時の救護等の義務を負っていた。

会社が小作料としていた収穫の3割は、単なる小作料ではなく公租公課に類するものであった。小作権に甘んじて荒波を乗り越え、絶海の孤島の断崖をよじ登り、開墾に乗り出す危険を冒す者はいない。島の土地は耕作者全員の総有地である。会社は東洋製糖から大日本製糖へと変わっても、開墾した土地に対する農民の権利は変わることなく、所有権同様な権利として持ち続けられてきた。土地は農民所有の不動産として会社に売られることもあり、また、会社から買い受けてもきた開墾した土地は農民の財産として守られてきた³⁴⁾。

(2) 本土資本の土地管理解除要請

戦後、米軍統治の下で村制が敷かれ、大日本製糖の重圧から解放された村民たちは自らの力を結集し、復興に取り組み、製糖事業の復活を企図した。大日本製糖の社有地である島は、米軍の管理財産に編入され、1946年2月の琉球列島米軍政府本部布告121号「琉球列島の土地資料収集に関する件」により、土地所有権が認められ、1951年4月の琉球列島米国民政府指令4号に基づく土地所有権証明書の交付が始まった。そのことを知った大日本製糖は早速、調査団を島に派遣した。何回かの協議の後、島では米国民政府、琉球政府、関係官署、政財界、報道各社等に実情を訴え、土地所有権認定に理解と協力を求める陳情を行った³⁵⁾。

1954年3月、大日本製糖は米国民政府に島の社有地の管理解除を要請した。このことについて、米国民政府は書簡を発し、問題の円満解決を提案した。大日本製糖は、所有権絶対性の原則を盾に、住民に小作制を強いようとした。明治39年7月の「沖縄県国有林野特

別処分に関する件」1条2項では、土地整理以前に開墾または牧畜のため貸付けしたる国有林野は、その事業に成功したる者に売り払う、とあり、当然その所有権は開墾した者に払下げがなされるべきである。島の開墾は耕作者自らが行ったものであるから小作権が与えられたのである。日本農地法1条は、農地はその耕作者自らが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の土地取得を促進し、その権利を保護し、農民の地位の向上と生活の安定を図り、産業発展に寄与することをその趣旨としている。村民らは、住民福祉と村の自治運営の観点から開拓者（永小作権者）に所有権が与えられるべきであると主張した³⁶⁾。

(3) キャラウエイ高等弁務官の関与

昭和34年から35年にかけて4回の琉球政府、大日本製糖、島民による三者会談が開催されたが、合意を見るには至らなかった³⁷⁾。

昭和36年6月キャラウエイ高等弁務官が視察のため来島した折に土地問題を説明し協力を請願した。米国民政府が管理を解除し日本製糖に返還した場合、住民の暮らしに大きな影響を受けるため、管理下のまま、十分な交渉を行い、正しい所有権の帰属を明確にした上で、管理解除をして欲しい。それまでの間、管理解除を保留するよう請願した。この直訴の翌7月、軍用機で係官が来島し、調査が行われた。その結果、高等弁務官の命によりこの土地問題は同年9月、米琉合同土地諮問委員会で審議されることになった³⁸⁾。

(4) 米琉土地諮問委員会への陳情

昭和36年9月、南・北大東村は両村長名で解決促進方に関する陳情書を米琉土地諮問委員会に提出している。その中の土地所有権認定を主張する理由の(8)で、会社が島の払下げを受けたことについて、日本政府が絶海の孤島に隔絶された住民を考慮することなく会社の一方的陳述によって払下げられたものであり、合法的な払下げではない。「沖縄県国有林野特別処分に関する件」の中の開墾事業成功者とは開拓農民のことである。また、理由の(11)では、過去において日本政府が南北大東島を類例のない特殊な地域社会として、一会社を中心に自治を放任していた関係から、住

民は完全なる法の下での庇護もなく、また、政治の恩恵に浴すことも望めず、極端な人権の無視軽視も少なくなく、住民はこれを耐え忍んで来た。今日、ようやく民主的な自治を手にして、青天白日の下で当然の要求が出来る時勢が到来した。さらに、理由の(12)では、会社が過去に行った懐柔政策、極端な人権蹂躪等は道義上許されるものではなく、このような過ちを犯した会社はその償いとして、農民の土地所有権についてうんぬんし得ないのが常識である。農地改革、自作農創設という日本国家の方針からしても、潔く農民の所有権認定に協力することが会社の取るべき道であると述べている³⁹⁾。

島民は、米琉土地諮問委員会に対する陳情書の中で、これまでの土地事情に照らして島民に所有権が認定されるべきであり、その理由として、移住当時、30年後には開拓者各自の所有権になるという前提で移住したこと、そして、この約束があればこそ各自が自力自費を投じて開拓してきたことを挙げている。土地は農民相互に、或いは会社との間で売買されてきたが、会社に返上された例はない。土地の異動については島の治外法権的な特殊性から登記制度が施行されず会社に対する登録で事足りりとしてきた。会社に対し収穫原料の3割を小作料という名目で納めてきたが、これは公租公課と解釈すべきである。「小作地」という言葉も、地主から借り受けての小作という意味ではなく、30年後の所有権取得を前提としたものである。会社のいう島の払下げは、日本政府が絶海の孤島に隔絶された住民を十分考慮することなく、一方的な会社の陳述でなされたもので合法的ではなく、法令上払下げを受ける開墾事業の成功者は農民である。農民たちは、このような主張を展開し、表面的に会社の所有権が認定されても実質的な権利は農民にあり、事実に基づいて変更されるべきだと訴えた。

戦前の大日本製糖時代、島では農民は、各自所有面積の1割は自由耕作地とされ、9割は甘蔗耕作地とされ会社の指導の下に耕作を行い、収穫原料はすべて会社に売却し、その3割を会社に納めた。その他に受益者負担として公共事業への出役が求められた。また、会社は一般行政、医療、公衆衛生、治安、教育、交通、通信、扶助、農事改良、公共施設の維持管理などの

他、日用品生活必需品の供給事業も行うことになっていた。あたかも農民と会社の権利義務の関係は、住民と行政機関とのそれに酷似していた。戦後は米国統治下において市町村制が施行され、自治制度が確立され、このような関係は消滅している。

戦前、日本政府が島を類例のない特殊な地域とし、会社による行政権類似の権力行使を放任していたため、農民は法による庇護も受けられず、政治参加の機会も奪われ、人権の無視、軽視が横行し、忍従を強いられてきた。このような大日本製糖による巧妙な懐柔策と悪辣な人権蹂躪は到底許されるものではない。会社はその代償として農民所の土地所有について異議を唱えないことが常識であり、戦後日本における農地改革、自作農創設という国策からも農民の土地所有権認定に協力することが会社の取るべき道である⁴⁰⁾。

(5) 本土資本による土地所有権の認定申請

一方で、1962年3月、大日本製糖は島尻巡回裁判所に大東島字南大東1番地及び北大東2番地の土地所有権の認定申請を行っている。申請理由として、昭和2年の東洋製糖の吸収合併により所有権を取得し、昭和4年に那覇区裁判所の受付を以て所有権移転登記を完了していること、昭和21年6月の米軍による土地接収の際に交付された接収書類によっても明らかであることを挙げている。この所有権認定申請に対し島尻巡回裁判所は、1962年9月本件土地が申立人の所有であることを認定する決定(1962年チ1号)を行った⁴¹⁾。

また、1962年12月、米国民政府土地裁判所において米琉合同土地諮問委員会が開催されたが、翌63年3月に会社側は、土地所有権を主張する陳述書を提出した。そこでは、玉置と開拓農民との間の口約束に法的根拠はなく、単なる話し合いに過ぎず、玉置から東洋製糖、東洋製糖から大日本製糖と適法に事業が譲渡された沿革を見れば、玉置の口約束に会社が責任を負う理由はないとしている。(陳述書第4(2)A) また、島民は、島の土地を総有地とするが、民法の物権法定主義に立てばこの概念を持ち出す余地はなく、島の土地は、玉置が日本政府から貸下げを受け、後に払下げを受け、東洋製糖、大日本製糖の順で譲り受けられたものであり、この事実は総有の概念を以て律すること

は出来ないとした⁴²⁾。

(6) 玉置ヒデの証言

1963年6月に開催された米琉合同土地諮問委員会において、島の所有権を主張して、この問題に参加した二代目玉置半右衛門の妻、ヒデに対する証人尋問が行われた⁴³⁾。

この中で、八丈島に生まれた初代玉置半右衛門が小笠原及び南方の島々の開発に貢献し、鳥島の開発では、アホウドリの羽毛の欧米への輸出、島を覆っていた鳥の糞をリン酸肥料として内地に輸送し大きな功績があったことを強調した。明治32年、日本政府は、鳥島やその他の島を発見し、それらが日本領に帰属した功績に酬いるために、玉置に大東島を与えたのだとしている。玉置はこの島を探検開発し、八丈島から50人ほどの人々を入植させサトウキビ栽培を始め、その後、漸次増員し、明治43年頃には6000人が居住し、10万樽もの粗糖を神戸の鈴木商店を通じて内地に供給していた。玉置は、島民の福祉、厚生のため小学校を建て、教員を招聘し、国定教科書で教育を行い、医院やお寺も建てた。複数の集落があり、連絡や寄合いなども円滑に行われ、世話人の下で円満な自治が行われていた。島の経済は玉置の発行する金券の流通によって賄われ、文化の向上が図られた⁴⁴⁾。

大正7年、二代目半右衛門の末弟が、鈴木商店支配人である鈴木直吉の言に従い、製糖事業の権利を東洋製糖に譲渡し、その代償として同社株式若干を取得した。鈴木甘吉に乗せられ永年築いてきた權益を不利な条件で手放してしまった。ここから玉置家の凋落が始まるが、島の土地の所有権まで売り渡したことは、今日に至るまで全く承知していなかった。また、島の土地問題について開墾農民と会社との間で係争が続いていたことも、最近になって知らされたところである。

初代半右衛門は、明治33年、南・北大東島開拓のために同志を募って島に渡り、鋭意開墾にあたり、製糖が可能になれば、30年を経過した時に各自に開拓農地を分譲すると確言した。このことは玉置家ではよく知られている。開墾農民は、これを励みに自己の負担と責任で鋭意、開拓に従事した。玉置の計算と責任で開

墾したのではない。玉置との間で、開拓農地の賃借、小作の関係はなかった。島の所有権は玉置にあったが、開墾の条件として開拓された土地は農民に無償分譲されることが確約されており、玉置は農民の製造した粗糖の移出取引の収益から3割を得ることにより、島内の公共施設、治安行政を賄ってもなお十分な利益を上げることが出来た。玉置と島民の結びつきを無視して、島の所有権を東洋製糖に譲渡することはあり得ない。島が東洋製糖の所有となれば、農民に対する土地譲渡は困難となり、玉置の島民に対する重大な裏切りとなる。このようなことは、あり得ないことである。

島民が土地の所有権者としての地位を失い、賃借小作人に転落するとなれば、これは島民全体の生存権を脅かす重大な社会問題である。生命を危険にさらし、自らの負担で獲得した開拓農地は開拓者に帰属するものである。会社は、既に開拓が終了し砂糖黍が収穫されるようになった土地を島民の犠牲も省みず取り上げようとしている。玉置家として、これを許すことは出来ない。玉置と開墾農民の間の口約の存在を確認し、島民の正当な要求を認め、島民が真の所有権の主体となるよう協力する。玉置家、島民、会社との間で、玉置家の島の所有権を前提とした妥当な調整と裁断がなされることを懇願する。玉置ヒデは以上のような趣旨の証言を行った。

(7) 米琉土地諮問委員会の裁定

1963年1月から8月まで米琉土地諮問委員会において審議されてきた大東島土地所有権問題は、同委員会の答申に基づいて、高等弁務官の採決を待つ段階にあった。そこで島民らは、1964年6月、キャラウエイ高等弁務官の本国帰任が近づいていたこともあり、直接、大東島を視察し、住民福祉の立場からこの問題の解決に熱意があり、決断力に富む同高等弁務官に期待して、在任中に本件採決をなし土地所有権の認定をするよう陳情した⁴⁵⁾。

1963年1月に始まった土地問題解決の最高機関である米国民政府土地裁判所における米琉合同土地諮問委員会での審議は、同年3月及び5月にも開催され、翌1964年7月に開催された委員会において本件土地所有

権は地元農民に認定された。その根拠は次の通りである。

島の移住・開発の許可を日本政府から得た玉置との契約を履行するため、移住者とその承継者または譲受け人は30カ年に亘って開墾し農耕しており、土地の法律上の所有権は彼らにある。委員会は農民に法的所有権が与えられる資格があることを認定する。戦後18年間も農民らは土地を独占的に何の妨害も受けることなく占有し続け、完全な支配権を行使してきた。その土地は売買、相続の対象となってきた。島は今日、琉球政府の管轄の下にあり、大日本製糖にとっても、土地を自発的に農民に与えることが最上の利益となると委員会は考えている。

1964年7月30日開催の最終諮問委員会において、大日本製糖は意見を述べ、キャラウエイ高等弁務官の面目を保たせたいと望んだこと、日米琉の親善・信頼・友好を重んじたこと、島の安寧福祉を優先したことなどを認定受諾の理由として挙げ、農民の主張する事実上、法律上の観点の妥当性を認めるものではないとする留保を付した⁴⁶⁾。キャラウエイ高等弁務官が任期中に本件を解決したいと述べたその誠意と熱意に対し敬意を表したい。認定の受諾は経済上または法律上の事由によるものではなく、もっと広い観点から考えられたものであるとしている⁴⁷⁾。

同審議会の琉球政府側委員は、キャラウエイ高等弁務官が離島視察旅行の一部として、南北大東島にも立ち寄り、そして住民の声を聞き、島の土地問題の解決に絶えず努力したことに心から敬意を表した。

島民代理人は、「キャラウエイ高等弁務官が琉球住民のために常に努力していることを島民たちは知っており、島民の福祉に関心を払っていることについてもよく知っている。本件は、キャラウエイ高等弁務官が自ら大東島を視察した結果、土地諮問委員会に付託したわけだが、問題の解決に努力したキャラウエイ高等弁務官に心から感謝している。」と述べた⁴⁸⁾。

琉球列島米国民政府 APO48 (1964年7月30日) 米国民政府布告22号「両大東島の所有権について」が、米国民政府ゼラルド・ウォーナー首席民政官からキャラウエイ高等弁務官の命により布告された。これにより、島民の求めた土地の所有権及び完全な法理上の権

利が与えられた。1964年9月2日、華やかに土地所有権確立記念祝賀会が開催された。ここでもキャラウエイ高等弁務官の民主的な判断が高く評価された⁴⁹⁾。

4. 自律的な金融粛清

1948年5月石川市で、米国軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」により琉球銀行が設立された。その発行株式の51%は米国軍政府が保有しており、中央銀行的権限を付与されていた。金融機関と名のつくのは琉球銀行一行のみであった。翌1949年から50年にかけて、無尽業法により那覇無尽(株)以下、計7社が設立された。これらは資本金の額は小さかったが、民間資本によるものであった。1953年には相互銀行法が公布され、無尽会社は次々に相互銀行へ転換した。1954年には、琉球政府による銀行法が公布された。同法に基づく純然たる民間資本の市中銀行である沖縄銀行が1956年に設立された。1963年1月の時点で、沖縄に本店をもつ金融機関は保険、証券、信組を含めて、19機関存在した。他にも、外資導入免許による外国の金融機関があり、バンクオブアメリカ、アメリカンエクスプレス、AIU 保険、ニュージーランド保険などが琉球人と取引を行っていた⁵⁰⁾。

(1) 金融機関の乱立・腐敗とキャラウエイ旋風

1948年の琉球銀行の設立以来、十数年の間に多数の金融機関に続々と設立の免許が出されている。人口の少ない小さな島嶼の基地経済で、このような多数の金融機関が必要であったのか。金融機関が免許事業である以上、施政権をもつ米国軍政府、後に米国民政府と下請けである群島政府、琉球政府が共同で、あるいは単独の決定で、免許を交付したと考えられる。このような多数の金融機関の設立免許には、米国民政府は当初から反対したといわれているが、結果としてこのような乱立状態になった。しかし、琉球政府の自治権の拡大という時代の流れも受けて、これらの金融機関の免許交付に琉球政府の声ないし判断が大きかった。

多数の金融機関が乱立し、過当競争となり、加えて、監督する行政庁の検査及びそれに基づく指導、監督が甘くいい加減になれば、そこに経営の腐敗体制が

出来上がり、汚職、不祥事の発生は避けられないものとなる。この間の金融機関の不祥事と、琉球政府及び金融機関の自浄作用の欠如がキャラウェイ旋風をもたらした。合併や経営者の交替を伴う金融粛清により1963年の1年間で9行あった銀行が4行に、4社あった損害保険会社は2社にまで整理されている⁵¹⁾。過去の琉球政府の無能、無策により、過剰となった銀行を整理し、合理化する天与の機会であった。90万の人口に147もの銀行支店は多すぎる。合理的な金融制度の実現を目指すのは、この時をおいてほかはなかった。キャラウェイ高等弁務官の手法は、自治神話論のような大きな政策なり、琉球政府の非難はやるが、細かいことまで指示しないで、現場のやりたいようにさせるところに特徴があった⁵²⁾。

(2) 沖銀事件

1961年10月発覚の沖縄銀行経営者汚職事件では、警察本部特別捜査部が同行に対する捜査を行い、1962年3月までに頭取以下経営陣が退陣した。同事件は戦後沖縄における金融機関の不祥事の第1号となった。この事件の発端は、銀行職員の警察に対する内部告発によるものであった。これを受けて警察本部は、特別捜査本部を設置し捜査を進めた。しかし、証憑や帳簿が対象であり、基礎的な簿記会計の知識もないことから、捜査員らは夜間簿記学校に通い研修することを命じられた⁵³⁾。

この事件では、後に捜査の余波による銀行の取り付け騒ぎが起きなかった。経営者の不正の発覚により警察の手入れがあり、同銀行の預金は多少減少したが、取り付け騒ぎは起こらなかった。沖縄の預金者の人柄によるものと解釈されているが、この後、キャラウェイ旋風のもとで金融粛清が進められる際に、大いに参考になった事実とされている⁵⁴⁾。

(3) 三和相銀事件—行政府首脳の責任感と能力の欠如

三和相互銀行の不祥事に関して銀行の頭取や経営者は、自発的に辞める気が毛頭なく、行政主席名で改善命令を出しても、改善がほとんど進まなかった。このままでは、沖縄の銀行界は腐敗社会となり、そのつけ

は必ず住民のところに回ってくる。経営者の横領、背任は明らかであり、ここは犯罪行為の容疑での司直による強制捜査で経営陣を総退陣に追い込む必要があった⁵⁵⁾。

銀行の違法行為に対する法令の適用では、

①銀行関係法令に基づいて経営者の退陣を含む改善措置を金融検査部長が決定した場合、行政主席がそれを拒否し、なお検査部長がそれを実行しようとする、上司の命令違反となり行政組織法により検査部長は罷免される。

②行政主席の承認を得ない改善措置には、強力な手段として、刑事訴訟法239条（告発）がある。同条1項には「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることが出来る。」とあり、2項には「官吏、または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない」とある。

機会なり時期なりが到来した際には、刑訴法の告発の規定を躊躇なく適用することが錯綜した問題の解決に有用であった。

1963年2月、琉球政府検察庁検事長及び警察本部警察局長に対して、金融検査部長名で、刑事訴訟法239条2項に基づいて、三和相銀経営者の告発が行われた。この告発は行政主席の承認も高等弁務官の事前調整も受ける必要がなかった。告発という手段に訴えたのは、自発的に退陣しない腐敗経営者を追放するという金融検査部の使命感によるものであった。その後、金融機関の不祥事は次々と露見し、告発という法的手段が、金融粛清、改革、再編等に大きな効果を発揮した⁵⁶⁾。

三和相銀には、74万ドルもの欠損が生じており、帳簿上は破産状態にあった。辞任した頭取だけでなく、残っている幹部たちも帳簿の書き換えに関与しており、有能で使える幹部職員は皆無の状況にあった⁵⁷⁾。三和相銀事件では、腐敗した銀行経営者は総退陣を求められていたが、そのようなワンマン体制の後には、見るべき経営者も育ってはいなかった。そのため、どこかの銀行と合併しなければならなかった⁵⁸⁾。三和相銀の吸収方となる沖縄銀行は、先の沖銀事件で初代幹部らが辞任し、新頭取に琉球政府内務局長を務めた山内康司が就任しており、彼が本土銀行から招聘してい

た常務仲吉朝興をこの担当に充てた⁵⁹⁾。

行政府首脳は、被疑者である前頭取が、「中央教育委員会の委員である」からという理由で、起訴を取り下げよう検察庁に働きかけを行った。取り下げが難しいのであれば、金融犯罪に詳しいと見られる担当検事を別の検事に変更するよう申し入れがあった。このように政治的な癒着にも年季がはいつていた。幸いにもこの破廉恥な試みは失敗した。検察庁法14条の行政主席による検察に対する指揮監督権の削除が望まれた。自治能力と責任感を欠いた行政府首脳部の腐敗には驚くべきものがあった。布令37号では金融検査官の独立性が謳われており、検察官に対しても同様の独立性を保障出来る法的措置が望まれた⁶⁰⁾。

キャラウエイ高等弁務官は、金融検査部に三和相銀事件の処理、収集をほぼすべて任せていたが、これを行政主席に任せていたとしたら、三和相銀頭取らの献金と圧力に屈していたに違いない。事件発覚2年半後の1965年7月に元頭取らに対する有罪判決があった。三和相銀の資産及び負債は沖縄銀行に譲渡され、株主の持ち分は残らなかったが、預金者の利益は守られた⁶¹⁾。

(4) 腐敗経営者の居座り

腐敗した銀行経営者らは、政党、行政主席らと一緒に、琉球政府の生温い改善勧告だけでお茶を濁して、警察特捜部の手入れまで安閑と居座っていた。沖縄相銀と第一相銀における腐敗した経営者の居座りが、キャラウエイ高等弁務官の自治神話論のスピーチを始めとする無責任な金融監督行政に対する批判の基礎になっていた。1963年10月、警察特捜部は、三和相銀の場合と同じく、その役員らを、法令違反、横領、背任等の容疑と多額に上る銀行への損害等を挙げて検察庁へ送致した。これを受け、金融検査部は経営陣の総退陣を勧告し、また、適格な後任者の不在、過当競争による弊害の是正などを理由に合併を勧告した。1964年3月、合併し存続した沖縄相銀は中央相銀と名称を変更し、本土復帰後は海邦銀行となっている。この時期に、南陽相銀が宮古の共栄相銀及び八重山相銀を合併し、また、宮古の東洋相銀も沖縄銀行に吸収合併された。これにより、銀行、相銀ともに2行体制と

なり過当競争を排した適正な業務運営の出来る素地が整った。

銀行と同様の図式が**保険業界**にも存在した。南西火災海上保険株式会社の経営者、従業員らによる法令違反、横領が発覚し、横領金の返還、弁償を行政主席名で命じ、検査部長名により腐敗した経営者らの検察庁、警察本部への告発が行われた。沖縄火災海上保険株式会社でも、粉飾決算により役員報酬を受け取るという経営モラルの欠如を厳しく問われる事件が明るみに出た。しかし、1964年5月の定時株主総会では、これらの破廉恥な経営者らが役員に再任されており、金融検査部が再考を求めたところ、自主的に辞任した。当時、キャラウエイ高等弁務官の勧告を受け、沖縄では初の自動車賠償責任保険法が立法化され、事務量の厩大化が予想されていた。そのため事務を担当する保険会社の合併と、態勢の整備が望まれていた。両社は対等合併し、共和火災海上保険株式会社となった⁶²⁾。

琉球生命保険相互会社は、当初、株式会社形態をとり米国民政府が株式のすべてを保有していたが、1960年4月に民間に売却し、相互会社に組織変更した。その後の検査において、法令違反、役員の前任、公私混同、不当支出が明らかになった。民政府の管理から民間に移行したとたんに経営がワンマン、出鱈目化した。会社資金を流用した琉球政府高官、与党、野党に対する献金、それに基づく利益誘導など醜悪な事態が生じていた。64年5月には、行政主席名による改善命令が出された。これより先、3月には責任者である社長の辞任勧告を受け、社長と一部役員が退任している⁶³⁾。

(5) 農連事件

農連事件の発端は、1962年10月、農連、西原製糖、開発金融公庫の3者が契約を結び、工場を合同するための融資を行うことにあった。沖縄農業の合理化に関心を持っていたキャラウエイ高等弁務官は、この案件に賛成で、推進する意向を持っていた。同年末に、案件の一部修正を開発金融公庫が示唆したところ、農連が難色を示し、翌年4月、契約を破棄したことから、農連の資金調達と経営手法に疑念が生じた。監督官庁である琉球政府経済局の能力にも疑問符が付き、自浄

能力に欠けると見られ、軍の監査部の監査・監督しか頼れないことになった⁶⁴⁾。

琉球農業協同組合連合会（農連）は、経済局の管轄であり、金融検査部の検査対象ではないが、キャラウェイ高等弁務官の意向を受け、軍会計監査部も加わって、異例の検査が行われた。高等弁務官は、着任以来、琉球各地を訪れ、直に農民や単位農協の役員と対話をする中で、農業政策における合理化の必要性を認識していた。農連精糖工場に対する非効率な投資、工場の統廃合を条件とした公的資金の融資をキャンセルして本土商社からの借入れを行うなどの事例が見られ、農連及び公的資金を融資している政府出資の農林中央金庫（中金）に対する検査により、政策の整合性を確認する必要がある。農連には、協同組合法などの法令違反があり、63年11月に警察本部への告発を受けて、特捜部による手入れが行われた⁶⁵⁾。

高等弁務官に宛てた陸軍監査部の農連監査報告書では、監査結果に基づく**指摘事項**として、財務管理、経営管理、経営倫理、会計原則の遵守の面において、米国の基準も沖縄の基準も全く満たしていないことを挙げている。具体的には、その財務能力をはるかに超える設備投資計画を遂行するために、高金利で違法不当な借入れを行い、しかも、そのような活動を適正に記録し、報告する能力を欠いていた。さらに、関係諸企業、団体との取引において、経営者の利益の競合があり、企業倫理の欠如が随所に見られた。経営活動について理事会や総会の承認を得た形跡がなく、組合員農家の利益を害している。自己資本に対して、固定資産への投資が異常に高く、それを流動負債で賄っている。このような危険な設備投資と資金調達は、慣れ合いや粉飾でなされてきており、かかる不健全な経営実態に対して、行政府の指導監督が強化されるべきであり、また内部管理体制の向上、強化も必要であることを指摘していた。

以上の指摘事項を踏まえ次の**勧告**を行っている。過大な短期債務を適切な長期債務に切り替える。自己資本（出資金）を積極的に増やし、安全な水準で設備投資を推進する。単位農協からの短期債務の弁済を進め、農産物の現金購入を促進する。健全な設備投資と業容の拡大が出来るようにする。単位農協との取引を

文書契約で行う。単位農協の出資に対して出資証券を発行する。受託販売した商品の売上代金は、委託者に早急に支払う。幹部の兼職について適当な規制をおく。事業、取引はすべて組合員、単位農協、農家の承認を得て、その利益のために行う。琉球政府公務員が農連との関係で利益競合のないよう確認する。

米国陸軍監査部が、琉球政府監督下の公益法人である農連に対し監査を行ったことは、1963年当時、キャラウェイ高等弁務官や米軍による直接介入、直接検査ということで、マスコミや政党から非難の声が上がり、琉球政府首脳も大いに困惑することとなった。とりわけ、高等弁務官の「自治神話論」のスピーチから3か月後のことであり、この趣旨を実現するための布石という見方もなされた⁶⁶⁾。

(6) 自律的な金融腐敗の粛清

那覇信協（那覇市商工信用協同組合）に関する検査は、1964年7月にキャラウェイ高等弁務官が離任した後に始まった。既に退任した前組合長による法令違反、横領背任は数知れず、欠損額は出資金の10倍以上に達し、破産状態にあった。それにも拘らず、これを隠蔽して、帳簿や財務諸表を長期に渡って誤魔化して来た。監督官庁である経済局は、違反の数々の片鱗さえも発見出来ず、組合員、従業員、社会に対し計り知れない損害をもたらした。多くは架空貸付けによる横領と、その貸倒れ償却の計上という初歩的であるが悪質な手口が過去10年に渡って使われていた。この前組合長は1965年2月に警察本部に告発された。警察の手入れは、逃亡を防ぐために直ちに行なわれた。前組合長は現職の公認会計士でもあり、1963年の三和相銀の不祥事の監査にも関与していたため、世間の耳目を大いに集めた⁶⁷⁾。

既存金融立法の内容、運用の不備と不適切な金融機関の経営を糺す目的でブース高等弁務官は1961年1月、銀行布令37号を交付した。それでも金融機関の経営に問題が多く、行政府の検査監督も不十分であることから、1962年9月、キャラウェイ高等弁務官は布令37号を改正し、金融検査部の独立性を強化し、検査官らの身分保障を強め、銀行業務の取り締まりを徹底することにした。この結果、未曾有の金融粛清が断行さ

れ、経営の健全化が進んだ。自治神話論に対する反発と、自治権拡大を望む世論の要望もあり、民立法による統一銀行法の制定を求める動きが出てきた。

キャラウエイ旋風による金融粛清では、布令はほとんど適用されず、刑法、商法、銀行法などの民立法により一連の金融不祥事が処理されてきた⁶⁸⁾。

5. 自治から再び神話へ

キャラウエイ高等弁務官は1964年7月に離任し、後継のワトソン高等弁務官が8月に着任した。不祥事で辞任した琉球生命社長が復帰し、行政主席には、この復帰を後押しする動きも見られた。行政府の怠慢と癒着が、多くの金融腐敗を生みだしたことを忘れ、過去の経験から何も学んでいない自治以前の問題で、行政主席には正義感も行政能力も欠如しているとの批判を免れなかった⁶⁹⁾。1964年10月検察が琉球生命前社長を不起訴にしたことを受けて、12月には退陣した前社長が復帰を果たした。前社長は、不起訴処分以前から、従業員、労働組合を姑息な手段で扇動し、現社長の追い出しにかかり、それが成功していた⁷⁰⁾。

(1) 銀行布令37号

銀行布令37号3章「銀行の経営及び管理」には、第13条に「取締役会 - 会議、議事録」があり、取締役会の在り方が規定されている。そのa項には、月例開催と取締役の出席義務が、b項の議事録では、議決に関する各取締役の主張及び賛否についての記録、c項では、議事録の記載方法が例文を示して規定されている。これは、ワンマン経営の下で満場一致の賛成により反対意見が抹殺されるか、あっても文書に残らないという非民主的な経営手法と、遅れた経営形態をとる日本の企業風土とを危惧した米国民政府の立法面での対応であった。取締役会や監査役を逃げ口上に使い、横領行為の責任を他人に転嫁する経営者の存在は、米国民政府も熟知していた。同布令第13条は、教育的な意味を持ち、民主的経営では後進の沖縄にとって意義のあるものであった。

同布令16条は、銀行の役員、職員が貸付けをし、他の信用を供与し、その承認、紹介をした時、手数料、

利得、贈与等を受け取ってはならないと規定し、違反者は解雇され、罰則が科される。また、解雇後3年間は復職出来ない。料亭接待が慣習となっていた当時においては想像を絶する厳しい規定であった。

1972年の本土復帰とともに同布令は廃止となるが、復帰後、沖縄の銀行経営者において布令の精神を忘れたかのように、貸付けに関連して目に余る供応、接待が横行した。復帰前であれば、キャラウエイ高等弁務官の銀行布令の下では許されないことであった⁷¹⁾。

(2) 公認会計士監査

銀行布令37号では、公認会計士の監査を重要視し、日本本土よりも早く法令でこれを規定していた。第9条は、資格ある公認会計士による銀行帳簿の検査を規定しており、22条では、債権の保全について債権額の130%に相当する担保を必要とし、無担保の場合は公認会計士の監査証明を必要とするとしていた。米国では早くから銀行検査官の銀行検査とともに公認会計士による監査が行われてきた。しかし、日本が公認会計士による監査に踏み切ったのはずっと遅く1976年のことであった。銀行検査は大蔵省銀行検査部の専権で行政府による指導監督の一環と考えられていた。

三和相銀事件では、粉飾預金や不良債権の査定に重大な見誤りがあり、担当公認会計士の責任を問うべきとする米国民政府トレーラー財政部長の問題提起があった。当該公認会計士には、事実と反する監査報告書をしたことについて、怠慢と過失があることから公認会計士審査会への懲罰の提起がなされた。地元出身のこの公認会計士第1号が、那覇信協事件でも不祥事の主犯となり、捜査、起訴を経て裁判が行われた。しかし、1972年の本土復帰の際に、懸案の処理として、行政主席の下で訴訟が取り下げとなり、復帰後、本人は大手を振って業務を再開し、繁盛した。自治が神話だという説を裏書きする哀れな状況を現出させた⁷²⁾。

(3) 自治拡大と日琉一体化

相互銀行の不祥事で辞任し、有罪判決、執行猶予、起訴猶予などの刑事処分を受けていた旧役員らが、1966年5月、再び株主総会で役員に選出されるべく準備を開始していた。松岡行政主席は、民間企業の人事

問題であるとして不介入を指示していた。一方、米国民政府は、高等弁務官の書簡（ワーナー書簡）を出し、不名誉な関わりで辞任した旧役員が元の役職に復帰しようとする動きが見られるが、健全な経済社会の発展に重大な影響力を持つ銀行に、かかる企図を実行しようとする者は、社会正義と民主主義に対する大胆不敵な挑戦者と言わざるを得ないとして、この動きを糾弾した。これにより、旧役員の破廉恥な試みは幸いにもとん挫した⁷³⁾。

1968年、行政府金融検査部は、**統一銀行法**の立法案を作成し、検討のために総務局に送った。総務局では、金融検査官の任命、欠格条項、分限、身分保障（法案44条から47条）の人事特例について難色を示した。これは歴代行政府首脳はこの領域に対する無理解と、金融機関を**政治献金や収賄の源泉**としてしか考えてこなかった実態を反映している。また、本土復帰を前にした日琉一体化の流れの中で、本土にない監督機関独立案は認められないとした。行政府の自治権拡大の美名のもと、検査官独立を骨抜きにした統一銀行法を作ることは、過去と同じ不祥事の発生を促すことになる。金融検査官たちは、布令37号があることで行政主席を含む政治家らの悪しき圧力から身を守ることが出来た。布令37号とその精神は、社会正義を擁護し住民の利益を守り増進するキャラウエイ高等弁務官の大きな貢献であった。

1968年3月26日付書簡で、米国民政府カーペンター民政官は、琉球政府が強力な金融検査庁を持つことを期待し、政治的圧力から中立であることが金融界と大衆の利益につながるという認識を示している。統一銀行法案は、行政府内で成案を得るに至らず、また、米国民政府も布令37号を廃止することなく1972年の本土復帰を迎えた。復帰とともに布令は自動的に廃止となり、布令の下での銀行検査の独立性と、検査官の身分保障も失われた⁷⁴⁾。

(4) 事後検査方式と本土の金融破綻

バブル経済の破綻の中で明るみに出た本土銀行の腐敗、経営の失敗、不祥事の隠ぺい、不適切な癒着に基づく贈収賄さらに監督官庁の無責任行政のつけを、公的資金という国民の税金で支払った政策は1963年の沖

縄では想像すら出来ないことだった⁷⁵⁾。

本土のこの金融危機において与党の金融族、銀行族を中心とする族議員らは公的資金の注入を受けた銀行から、いろいろな形で政治献金を受け取っていたが、これらはあきれ果てた恥ずべき行為であった⁷⁶⁾。

本土復帰から27年の後、本土大蔵省の金融行政の実態、銀行局、銀行検査部の腐敗、汚職、墮落は衆目の知るところとなった。護送船団、公私混同、私利私欲、贈収賄、天下り、談合、ゆすり、たかりの構造は金融界と金融行政を大きく腐食させてきた。本土にはキャラウエイ高等弁務官の出した銀行布令も、その精神も、それを実施する公務員のモラルもなかった。

この期に及んで漸く銀行検査、監督の独立の必要性が本土でも認識され、金融監督庁を大蔵省と切り離し、独立した行政機関とし、長官に検察出身者をあてることになった。沖縄の金融検査部に遅れること36年である。事前の行政指導や煩雑な行政規制が、癒着、贈収賄、天下りの温床となる弊害を嫌い、厳正な事後検査に徹することにした。

この「事後検査」とは、1963年に始まったキャラウエイ旋風の中で金融検査部がとくに強調したものである。キャラウエイ高等弁務官の布令37号改正による金融機関の監督官庁及び検査官の独立性を強調した政策は卓越した見識といえる。キャラウエイ高等弁務官の理想、強い意志がなければキャラウエイ旋風と呼ばれる金融界の粛清、改革はなかった。金融行政において自治能力も自浄能力もない歴代行政主席、琉球政府首脳部の癒着、腐敗に対するキャラウエイ高等弁務官の行政官としての正義感と誠意は大いに評価される。1963年の沖縄は金融改革を曲がりなりにも成し遂げていた⁷⁷⁾。

(5) キャラウエイ旋風の政治・経済的背景

キャラウエイ旋風の政治経済的背景には、沖縄の自治権拡大を指示したケネディ新政策に対する軍部の反発と、経済主義的統治の下で自由化政策に転換したにもかかわらず、沖縄経済界の中にこれに反発する勢力が存在し、混迷停滞した実態があった。キャラウエイ高等弁務官は、ケネディ新政策への反発とともに、自由化政策の下で経済活性化に向けた主体的行動を欠い

た沖縄経済界に自ら直接介入の拳に出た⁷⁸⁾。

経済主義的統治政策をとる以上、経済開発の促進は何にもまして重要であり、外国資本であれ域内資本であれ、生産的事業に対する投資を促進し育成することが大切であり、外資の導入が沖縄経済の向上と雇用機会の創出に貢献することが明らかであれば、これを積極的に促進していく意向をキャラウエイ高等弁務官は示した。これとともに外資導入反対の運動の先頭に立っていた沖縄経済界のリーダーである琉球銀行の首脳を更迭した。

また、経済界の汚職や腐敗の摘発をすすめる、金融機関での粛清にも乗り出した。1950年代には金融機関の乱立や過当競争が表面化し、超過貸付けや不正貸付けが問題化したことも、この背景にはあった。このほか、配電会社への電力料金引き下げ介入、保険会社、農連、沖縄食糧、病院などへの監査にも乗り出した。これら経済界への直接介入は、沖縄経済を活性化させることをねらいとしており、経済状態の改善によって政治問題を解決するという経済主義の統治方式の具体化でもあった⁷⁹⁾。

結び

キャラウエイ高等弁務官は1961年1月に着任し、1964年7月に離任している。約3年5か月の沖縄勤務である。在任中、自治神話論、直接統治、離日政策と政・官・財界からの評判は良くなかった。しかし、歴代6人の軍人高等弁務官のうち最長の任期を務めあげた。

金融機関へのキャラウエイ旋風は63年1月に始まり離任時の64年7月まで続いた。高等弁務官による直接介入といわれるが、軍や米国民政府には沖縄の金融機関を検査監査する能力はなかった。キャラウエイの得意とする事前調整、相談政策に沿って、琉球政府金融検査部が決めた方針を事前または事後に報告、承認を得て実施したものであった。その主導権は常に金融検査部が握っていた。キャラウエイ旋風の数々は大田行政主席の意に沿うものではなかったが、金融機関の腐敗の実態は想像を超えるもので、その処理は刑法239条の告発の手続きにより禍根を断つ必要があっ

た。琉球住民に対するかかる貢献を評価してキャラウエイ高等弁務官は離任時に金融検査部に表彰状を贈っている⁸⁰⁾。

沖縄統治について軍政当局者は誰もが、軍事一点張りではなく民主的なアメリカの精神に則ってあたっていたとしている。また、占領初期の沖縄住民の対米(人)観もきわめて好意的であった。アメリカの統治下において沖縄では、離島の電化、電話の開通、文化施設の新設なども高等弁務官資金によって賄われた。その配慮がなければ住民の生活はもっと惨めなものになっていたのではないか。マラリヤ撲滅にしろ各種文化施設にしろ、その時期に日本政府がそこまで手を差しのべたかどうかは誠に疑わしい⁸¹⁾。

1961年6月キャラウエイ高等弁務官は、大東島視察の折に、同島の土地問題に触れ、係官に調査を指示した。その後、この問題を土地諮問委員会における審議に付議することを命じた。住民福祉の見地から彼は在任中の裁決と認定に熱意を示した。本土資本もこれに応える意向を示し、農民の権利認定へとつながった。今も南大東村役場の近くにはキャラウエイ高等弁務官の胸像が建っており、住民の謝意が示されている。

キャラウエイ高等弁務官のスピーチでは、自治政府は琉球ではありえないとし、制限された自治権をもつ政府しか存在出来ないとしている。自治権は琉球列島では無制限にあるものでもなければ、また無制限に与えられるものでもない。このことは、当時も、そして今もそうである。中央集権の政治体制の下ではとくにそうである。法理論として弁務官のスピーチには文句をつけられない。弁務官は、琉球住民の自由意思で再び独立国家となる決定を下さない限り、自治政府は将来においても存在しないとする。日本復帰後の沖縄県についていえば、復帰前よりも自治権が拡大しているとは思えない。皮肉なことに、もっと狭まり、後退しているのではないか⁸²⁾。

文献資料

- 『開拓農地所有権問題を考える』(平成6年5月2日) 南大東村
- 『南大東村誌』(平成2年1月23日) 南大東村
- 『オキナワグラフ～沖縄の離島南大東島』(1970年4月) 新星出版

外間完和『キャラウエイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧録』(2000年4月)ひるぎ社
 『北大東村誌』(昭和61年6月12日)北大東村
 柳澤秀雄『南大東島の甘蔗農業視察報告』(1921年頃)東洋製糖農務課
 「琉球列島米国民政府主席民政官, 琉球列島中央政府行政主席, 沖縄群島政府知事あて 土地所有権問題の陳情書」(1951年7月)南大東村
 琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』(1984年)琉球銀行
 大田昌秀『沖縄の帝王 高等弁務官』(1996年2月)朝日文庫
 大濱信泉『私の沖縄戦後史—返還秘史—』(1971年)今週の日
 本
 平岡昭利『アホウドリを追った日本人』(2015年3月)岩波新書
 平岡昭利『アホウドリと「帝国」日本の拡大』(2012年11月)明石書店

注

- 1) 外間完和『キャラウエイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧録』(2000年4月)ひるぎ社 57頁
- 2) 大田昌秀『沖縄の帝王 高等弁務官』(朝日文庫1996年2月) 226頁
- 3) 同上265頁
- 4) 同上210頁
- 5) 琉球新報1961年2月17日
- 6) 沖縄タイムス1961年2月17日
- 7) 大田昌秀『沖縄の帝王 高等弁務官』(朝日文庫 1996年2月) 248頁
- 8) 外間完和『キャラウエイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧録』(2000年4月)ひるぎ社 61頁
- 9) 大田昌秀『沖縄の帝王 高等弁務官』(朝日文庫 1996年2月) 255頁
- 10) 外間完和『キャラウエイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧録』(2000年4月)ひるぎ社 149頁
- 11) 同上159頁
- 12) 同上161頁
- 13) 同上21頁
- 14) 同上22頁
- 15) 同上27頁
- 16) 同上142頁
- 17) 同上32頁
- 18) 同上41頁
- 19) 同上45頁
- 20) 『北大東村誌』(昭和61年6月12日)北大東村 723頁
- 21) 柳澤秀雄『南大東島の甘蔗農業視察報告』(1921年頃)東洋製糖農務課
- 22) 『北大東村誌』(昭和61年6月12日)北大東村 723頁
- 23) 琉球新報(大正5年4月23日)
- 24) 琉球新報(大正5年8月19日)
- 25) 「琉球列島米国民政府主席民政官, 琉球列島中央政府行政主席, 沖縄群島政府知事あて 土地所有権問題の陳情書」(1951年7月)南大東村
- 26) 柳澤秀雄『南大東島の甘蔗農業視察報告』(1921年頃)東洋製糖農務課
- 27) 『オキナワグラフ—特集沖縄の離島南大東島』(1970年4月)新星出版
- 28) 『北大東村誌』(昭和61年6月12日)北大東村 723頁
- 29) 同上707頁
- 30) 同上718頁
- 31) 同上731頁
- 32) 「琉球列島米国民政府主席民政官, 琉球列島中央政府行政主席, 沖縄群島政府知事あて 土地所有権問題の陳情書」(1951年7月)南大東村
- 33) 『南大東村誌』(平成2年1月23日)南大東村 799頁
- 34) 『北大東村誌』(昭和61年6月12日)北大東村 731頁
- 35) 『南大東村誌』(平成2年1月23日)南大東村 799頁
- 36) 同上810頁
- 37) 同上817頁
- 38) 同上822頁
- 39) 『北大東村誌』(昭和61年6月12日)北大東村 740頁
- 40) 『南大東村誌』(平成2年1月23日)南大東村 826頁
- 41) 同上824頁
- 42) 『北大東村誌』(昭和61年6月12日)北大東村 744頁
- 43) 同上751頁
- 44) 大東島の入植開拓の経緯については, 平岡昭利『アホウドリを追った日本人』(2015年3月)岩波新書 70頁以下, 及び平岡昭利『アホウドリと「帝国」日本の拡大』明石書店(2012年11月)明石書店 156頁以下に詳しい。また, 八丈島における玉置半右衛門について林薫氏(八丈町教委)からご教示を頂いた。
- 45) 『北大東村誌』(昭和61年6月12日)北大東村 757頁
- 46) 『南大東村誌』(平成2年1月23日)南大東村 828頁
- 47) 『北大東村誌』(昭和61年6月12日)北大東村 758頁
- 48) 同上762頁
- 49) 同上763頁
- 50) 外間完和『キャラウエイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧録』(2000年4月)ひるぎ社 13頁

- 51) 同上15頁
52) 同上100頁
53) 同上17頁
54) 同上19頁
55) 同上50頁
56) 同上51頁
57) 同上91頁
58) 同上46頁
59) 同上103頁
60) 同上111頁
61) 同上112頁
62) 同上123頁
63) 同上193頁
64) 同上210頁
65) 同上201頁
66) 同上210頁
67) 同上219頁
68) 同上281頁
69) 同上261頁
70) 同上193頁
71) 同上225頁
72) 同上231頁
73) 同上267頁
74) 同上281頁
75) 同上112頁
76) 同上161頁
77) 同上281頁
78) 琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』（1984年）琉球銀行
664頁
79) 同上674頁
80) 外間完和『キャラウエイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧
録』（2000年4月）ひるぎ社 239頁
81) 大濱信泉『私の沖縄戦後史—返還秘史—』（1971年）今週
の日本 110頁
82) 外間完和『キャラウエイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧
録』（2000年4月）ひるぎ社 60頁